



2020年6月8日

公益通報者保護法改正法の今国会における成立を評価し、通報者保護の立場からの施行の準備と運用を求めます！

全国消費者行政ウォッチねっと

本日、第201回通常国会において、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」)が成立しました。

同法案は、2006年の現行法の施行から抜本的改正がなされないまま14年が経過しているなかで、刑事罰付の守秘義務の導入、行政措置付の内部通報体制整備義務の導入、行政や報道機関等への通報の要件緩和、退職者や取締役への保護対象の拡大等、真の通報者の保護に向けた大きな一歩を踏み出すものです。公益通報者保護法の抜本的改正を求めてきた当ねっととしても改正法の成立を評価すると共に、改正法成立に向けて尽力されてきた国会議員、消費者庁その他関係者のみなさまに深く感謝いたします。

今後、改正法の2年後の施行に向けて、法11条に基づく内部通報体制整備義務の指針や、他の新設規定の解釈等を示すガイドラインの策定等が行われると思われます。指針には、通報者への不利益取扱いの禁止等、通報者保護を最優先した視点での具体的な内容を規定するとともに、通報窓口の運用状況についての記録・保管について明記する必要があります。また、公益通報対応業務従事者の守秘義務の解除事由となる正当理由の厳格解釈の明示も重要です。その他、企業・労働者等に対する改正法の周知等、改正法や附帯決議に盛り込まれた事項について、通報者保護の立場から、着実に施行への準備を行い、改正法の運用を行って頂きたいと思います。また、施行後3年後見直しにおける「次の一歩」を確実に踏み出すため、立法事実の収集の在り方の検討等、通報者保護の徹底に向けたさらなる取組みが速やかに行われるよう希望します。

以上